2026年10月改訂版

入居者さま向けトータルサポートサービス



Lifeルミア24

ライフ

- 駆けつけサービス
- あんしんサポート
- 見守りサービス
- 家財保険
- 生活サポートサービス

Y&Mユーミーコーポレーション株式会社

駆けつけサービス

日常生活の「困った！」に24時間365日いつでも対応します！

ご利用はこちらへ　24時間365日
0120-899-969



● 出張費
● 基本作業
60分無料！
※部品代・特殊作業費除く

カギ	・カギを失くしてしまった ・会社にカギを忘れてしまった	▶	契約物件の玄関ドアを対象に、鍵紛失などで開錠できない場合に作業員が現地へ駆けつけ開錠作業を行います。
水回り	・トイレの水が止まらない ・キッチンのシンクから水漏れした	▶	キッチン、浴室、トイレにおいて目視で確認できる給排水設備のつまり水漏れの際に、作業員が現地へ駆けつけ応急対応します。
ガラス	・暴風でガラスが割れてしまった ・物がぶつかってガラスが割れた	▶	契約物件の外に面するガラスが破損してしまった場合に作業員が現場に駆けつけ応急対応を行います。
電気 ガス	・エアコンが動かない ・給湯器からお湯がでない ・インターホンが鳴らない ・ガスコンロが点火しない	▶	エアコンや給湯器、換気扇など、備え付けの電気・ガス設備に不具合が生じた場合に作業員が現場に駆けつけ、不具合状況の確認や点検作業を行います。（冷蔵庫等の家電製品は対象外）

駆けつけ対応事例 ❶

玄関のカギを失くしたので開けてほしい！

一般価格 ▶ ~~17,600円～~~

会員価格 ▶ **無料**



駆けつけ対応事例 ❷

トイレが詰まったので直してほしい！

一般価格 ▶ ~~16,500円～~~

会員価格 ▶ **無料**



●この駆けつけサービスは、サービス名「ライフアシストデスク」にて運用しております。 日中・夜間に限らず、駆けつけの時の基本料金・出張費・60分以内の作業費用が無料です。
●部品代や特殊な作業の場合は、事前に利用者様へご説明のうえ、現地にて徴収させて頂きます。
●サービスのご利用は入居日以降となります。
●サービス提供業者の状況によっては、出動までに時間がかかり、ご希望に添えない場合があります。また一部の地域については、本サービスをご利用できない場合があります。
●トラブル内容や作業員の状況により現場への訪問が翌営業日以降になる場合がございます。

あんしんサポートサービス

万が一のトラブルの際にも、快適な生活をアシストするサービスが受けられます。

ご利用はこちらへ　24時間365日
0120-899-969

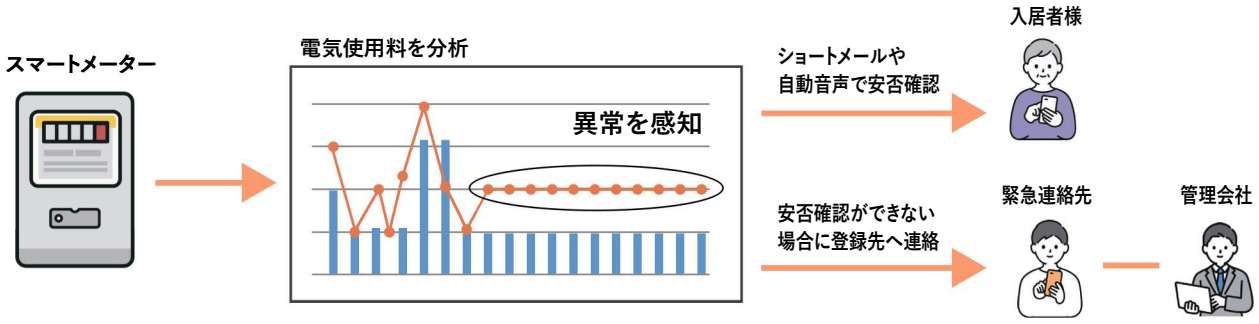
カギ紛失 宿泊補助	・カギをなくしてしまい、中に入れない ・開錠依頼をしたが、開錠できない ・身分証明書がなく、開錠作業ができない	▶	カギ紛失時にエントランスに入れない場合や業者にて開錠作業が出来なかった場合にサポートが受けられます。 **トラブル当日の緊急宿泊費補助**　上限10,000円
盗難 転居支援	・空き巣が入り、気持ち悪くて住めない ・犯人が捕まらず、不安で引っ越したい ・同じ部屋に住み続けるのが不安だ	▶	空き巣被害発生時にサポートが受けられます。 **空き巣被害後の転居見舞費用**　一律100,000円
ストーカー 対策支援	・盗聴器が仕掛けられているかもしれない ・家の周りにストーカーがいて帰宅できない ・今すぐ引っ越したい	▶	ストーカー被害発生時にサポートを受けられます。 **被害当日の臨時宿泊費用**　上限10,000円 **被害時の転居支援**　一律100,000円

●サービスをご利用の際は、ライフアシストデスク利用規約をご確認ください。利用規約は、最終ページに掲載しているQRコードからWEB上でご確認いただけます。
●この安心サポートサービスは、サービス名「ライフアシストデスク」にて運用しております。

見守りサービス

特別な機器の設置が不要で、日常生活やプライバシーに配慮した見守りです。

電気の使用状況をもとに見守るため、特別な機器の設置や録音・録画はなく、日常生活やプライバシーに配慮した見守りです。
お部屋のスマートメーターから取得できる電気の使用料の変化を分析し、2日連続で活動が感知できない場合、異常と判断し通知をいたします。
電気の使用状況から異変があった際には、ご本人へショートメール（SMS）や自動音声でご連絡します。応答がない場合は緊急連絡先へ通知され、安否が確認できない場合は、最後に管理会社に通知されます。

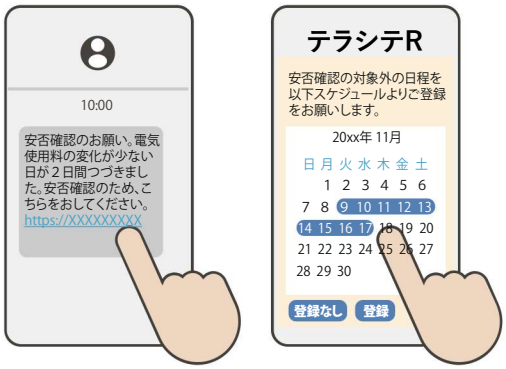


電気契約開始日より最大40日程度で見守りサービスが開始いたします。（開始日には、ショートメールでご案内をいたします。）

ー通知を受取った際に異常がなかった場合ご対応くださいー

SMSでの通知

不在などで安否確認のショートメールが届いたら
URLをタップして安否確認のご対応をお願いします。



長期外出等で異常通知を止めたい場合は
翌月末まで外出登録をすることができます。

電話での通知

ショートメール（左記）の対応がない場合は
自動音声による安否確認の電話がはいります。



発信番号：
050-1808-0161
事前に電話帳に登録して
おくと便利です。

【自動音声】
○○さま
電気の使用料の変化が少ない日が△日間続きました。安否確認のご連絡です。
番号の1を押してください。

ショートメールや電話で安否が確認できない場合は、
緊急連絡先、管理会社の順に連絡が入ります。

●この見守りサービスは中部電力ミライズコネクト㈱が提供する「テラシテR」にて運用しております。電気契約の電力会社は問いません。
●このサービスは入居者さまの電気の利用状況によっては、異常を検出できない場合があり、身体・生命の安全を保証するものではありません。
●異常がない場合に安否確認の通知が届いた際は、必ずご対応をお願いいたします。（長期不在時など）異常がないにもかかわらず安否確認のご対応いただけず、その結果として現地訪問が発生した場合には、訪問にかかる費用のご負担をお願いいたします。

終身建物賃貸借サービス

万が一時に、解約からお部屋の整理までをスムーズにつなぐサポートサービスです。

このサービスは、万が一、賃貸借契約者様がお亡くなりになられた際に備えたサポートです。通常の賃貸契約では、ご本人以外が解約手続きを行ったり、お部屋に残ったお荷物を整理することができないため、手続きが進まず、ご家族や関係者の方にご負担がかかることがあります。
本サービスでは、法的に認められた「死後事務委任契約」を活用し、許可を得た第三者法人があらかじめ「賃貸借契約の解約手続き」と「残置物の整理」に関する権限をお預かりすることで、万が一の際にもスムーズにお部屋の解約から明け渡しまでを対応できる仕組みです。
※相続人がいる場合は相続人様とご相談の上でお部屋のお荷物の処分等を承ります。



●本サービスは利益相反を避けるため、管理会社や建物所有者とは独立した第三者法人であるライフサポートジャパン株式会社とご契約いただくサービスです。
●詳細は賃貸借契約時にお渡しする「終身建物賃貸借サービス　L-スマート」をご確認ください。

家財保険

火災・水漏れなどの偶然な事故により、入居者様の家財に発生した損害を補償する家財補償をはじめ、賃貸住宅に住むときに必要な4つの補償をセットにした保険です。

新賃貸住宅総合保険
賃貸住宅に住むときの保険

家財補償　火災や自然災害からお客様の大切な財産を守る

火災



火災により洋服が焼失した

落雷



落雷でテレビが壊れた

破裂・爆発



爆発で食器が壊れた

風災・ひょう災・雪災



風で窓ガラスが割れ家財が破損した

物体の落下・飛来・衝突



トラックが突っ込み窓際のソファが破損した

水漏れ



上階からの水漏れで家電が壊れた

騒じょう・労働争議



デモに遭い家財が壊れた

水災



大雨により床上浸水し家財が破損した

盗難



空き巣に侵入され家財を盗まれた

通貨・預貯金証書の盗難



空き巣に侵入され現金を盗まれた

※家財とは、住居内に収容されている自己所有の家具類、生活家電、生活用品、衣類、自転車などをいいます。保険の対象については、「重要事項説明書」をご確認ください。

費用補償　事故にともなう費用補償がついてさらに安心

- 被災時臨時費用
- 残存物取片付け費用
- 地震等災害見舞費用
- 失火見舞費用
- ドアロック交換費用
- ストーカー対策費用

修理費用補償　賃貸住宅での様々なリスクに備える

- 修理費用
- 凍結による修理費用
- 窓ガラスの熱割れによる修理費用
- 被保険者死亡による修理費用

賠償責任補償　万が一の賠償責任に備える

- 借家人賠償責任補償
- 個人賠償責任補償

保険金お支払い事例❶

洗濯機の給水ホースが外れ、
自室と階下のお部屋に被害が発生した

費用例 200,000円（自室の損害額）

費用例 350,000円（階下の損害額）



保険金お支払い事例❷

ドアロックを壊されて侵入され、
パソコンや洋服が盗まれた

費用例 30,000円（ドアロック交換費用）

費用例 200,000円（家財の盗難被害額）



保険金お支払い事例❸

模様替え中に、誤って家具をぶつけ、
建具を破損させてしまった

費用例 70,000円（建具交換費用）

※自己負担額 10,000円



●この書面は、ユーミーLA少額短期保険株式会社が提供する「賃貸住宅に住むときの保険」の概要を分かり易くまとめたものです。
●詳細は、4～6ページに記載の重要事項説明書をご確認ください。

詳細は 5 ページより

賃貸住宅に住むときの保険（新賃貸住宅総合保険）重要事項説明書

●当書面は、火災保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）について説明しています。ご契約前に最後までお読みいただき、お手元に大切に保管してください。保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者にもこの書面のご説明をお願いいたします。
●当書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細は、当会社のホームページ（https://www.la-shotan.com）から「普通保険約款・特約」をご確認ください。

契約概要　賃貸住宅に住むときの保険について

用語の説明

保険料	被保険者が被る危険を当会社が負担するための対価として、保険契約者が当会社に支払う金銭のことをいいます。
保険金	この保険契約により補償される損害が生じた場合に、当会社が被保険者に支払うべき金銭のことをいいます。
保険金額	この保険契約により補償される損害が発生した場合に、当会社が1回の事故に対して支払うべき保険金の限度額をいいます。
保険契約者	当会社にこの保険契約の申込みをする者であって、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる者をいいます。
被保険者	借用戸室に居住する次の者をいい、個人に限ります。 ①保険契約申込書等に記載の被保険者（入居者） ②生活の本拠として借用戸室に①と同居する者（当会社と締結した他の保険契約における被保険者である者を除く） ※生活の本拠として借用戸室に①と同居しなくなった場合は、被保険者には含まれません。
借用戸室	保険契約申込書等に記載の建物または戸室をいい、これに付属する物置、車庫その他の付属建物を含みます。 一の戸室が、被保険者を含め複数の者が共同で使用または管理する形態の賃貸借契約の対象である場合については、被保険者以外の者の専用使用部分を除き、その戸室全体を借用戸室として取り扱います。
再調達価額	損害が生じた地および時における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
時価額	損害が生じた地および時におけるその保険の対象の価額をいいます。
普通保険約款・特約	ご契約内容を具体的に記した条文のことです。 ご契約の中心となる普通保険約款と、普通保険約款の規定内容を補充・変更・限定などをする特約があります。
収納代行会社等	当会社の代理店が委託する収納代行会社、決済代行会社および保証会社等をいいます。
収納サービス	クレジットカード払、口座振替払および保証会社払をいいます。
初回保険料	月払の第1回目の保険料をいいます。
第2回目以降保険料	第2回目以降の月払の保険料をいい、更新契約の第1回目および第2回目以降の保険料を含みます。

1. 商品の仕組み

この保険は、賃貸住宅での生活に関して必要となる補償（家財補償、費用補償、修理費用補償、借家人賠償責任補償、個人賠償責任補償）をセットした商品です。火災をはじめとする様々な事故により、被保険者が居住する住宅に収容された家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。また、火災や水漏れ等の事故により、被保険者が住宅の貸主または他人に対して法律上の損害賠償責任を負担したときに保険金をお支払いします。

2. 保険の対象

保険の対象（目的）は、借用戸室に収容され、かつ、被保険者が所有する家具や生活家電、衣類等の「家財」です。

3. 保険の対象に含まれないもの

①船舶、航空機、自動車等
②通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物
③貴金属、宝石、書画、骨董、カメラ、楽器、バッグ等で、1個または1組の時価額が30万円を超える物
④義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物
⑤稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
⑥商品、営業用什器・備品その他これらに類する物
⑦コンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準する物
⑧動物、植物等の生物および食品その他これらに類する物
⑨電球、ブラウン管その他これらに類する物　　など

4. ご契約コース（保険金額と保険料）

ご契約いただく保険金額の設定については、次の点にご注意ください。
(1)保険金額を決める際の基準額
家財については再調達価額で、貴金属、宝石、書画、骨董その他の美術品ならびに時計、カメラ、楽器、バッグについては時価額で評価した金額が保険金額を決める際の基準となります。
(2)保険金額の決め方
事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう(1)の基準額により保険金額をお決めください。基準額を超えてご契約されても、保険金のお支払いは基準額を限度とします。また、保険金額が過少となる場合には保険の目的である家財の再調達価額に不足が生じますのでご注意ください。
(3)保険料は、保険金額により決定されます。保険契約申込書をご確認ください。

5. 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。保険期間開始日の0時に始まり、保険期間満了日の24時に終わります。保険期間については保険契約申込書をご確認ください。

6.払込方法・保険期間開始日

保険料は、代理店の預貯金口座への振込、または代理店が委託する収納代行会社等が提供する収納サービスにてお支払いください。初回保険料が、所定の払込期日までに払込まれない場合は、この保険契約は成立しなかったものとして、その旨を保険契約者に通知します。第2回目以降保険料が所定の払込猶予期間の満了日までに払込まれない場合は、払込猶予期間の満了日の翌日から、この保険契約を失効するものとして、その旨を保険契約者に通知します。

7. 保険責任期間

当会社が保険契約の申込みを承諾し、保険契約申込書に記載の保険期間開始日（初回保険料払込期日）までに所定の払込方法により初回保険料が払込まれたことを条件として、当会社の保険責任は、保険期間開始日の0時に始まります。当会社は、初回保険料の領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いしません。
ただし、第2回目以降の保険料領収前に生じた事故に関しては、当会社が保険料の受領後に保険金をお支払いします。

8. 保険料の払込猶予期間

保険料の払込期日および払込猶予期間は下記のとおりです。

初回保険料		第2回目以降保険料	
払込期日	払込猶予期間	払込期日	払込猶予期間
保険期間開始日	設定なし	初回保険料の払込期日の翌月以降毎月の応当日(注)	払込期日が属する月の翌々月末日

(注)応当日がない場合は、月の末日とします。

9. 特約とその概要

この保険でセットされる特約およびその概要につきましては、普通保険約款・特約をご確認ください。

10.保険金の支払限度額

1事故につき、お支払いする家財保険金・持ち出し家財保険金・費用保険金・修理費用保険金の合計金額は1,000万円が限度です。また、1事故につき、お支払いする借家人賠償責任保険金・個人賠償責任保険金の合計金額は1,000万円が限度です。各ご契約コースおよびお支払いする保険金の種類に応じて、1事故の保険金の支払限度額と保険期間中の契約合計支払限度額が定められています。各限度額については普通保険約款・特約をご確認ください。

11.地震保険料控除

この保険の保険料は地震保険料控除制度の対象ではありません。

12. 満期返戻金・契約者配当金

この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。

13.保険金をお支払いする主な場合(補償内容)

保険金をお支払いする主な場合は下記の通りです。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合(補償内容)		限度額	月払い保険料 850円	月払い保険料 940円
家財補償	家財保険金	①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④風災・ひょう災・雪災(再調達価額で算出した損害額が20万円以上の場合) ⑤借用戸室の外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊 ⑥給排水設備の事故または他の戸室で生じた事故に伴う水濡れ ⑦騒じょう・集団行動・労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為		1事故 家財保険金額が限度	500万円	660万円
		⑧水災	借用戸室が床上浸水を被った場合	1事故 家財保険金額×10%が限度	50万円	66万円
			借用戸室または借用戸室が属する建物につき半損以上の損害が生じた場合			
		⑨盗難による盗取・き損・汚損	自転車・原動機付自転車の盗難	1事故10万円が限度	10万円	10万円
			貴金属・宝石・美術品等の盗難	1個30万円・1事故100万円が限度	100万円	100万円
			上記以外の家財の盗難	1事故 家財保険金額が限度	500万円	660万円
		⑩生活用の通貨または預貯金証書の盗難	生活用の通貨の盗難	1事故20万円が限度	20万円	20万円
			預貯金証書の盗難	1事故200万円が限度	200万円	200万円
	持ち出し家財保険金	日本国内の借用戸室以外の建築物内で、 上記①～⑧の事故により一時的に持ち出された家財に損害が生じた場合		1事故30万円が限度	30万円	30万円
費用補償	被災時臨時費用保険金	上記①～⑧の事故により家財保険金が支払われる場合において、 居住不可能になり (1)宿泊施設への臨時宿泊費用を要した場合 (2)転居の際の家財の運搬費用を要した場合 (3)転居および一時避難の際の交通費を要した場合 (4)転居先の賃貸借契約に必要な礼金・仲介手数料を要した場合		(1)～(4)の合計 1事故 家財保険金額の30% または 100万円のいずれか 低い額が限度 (1)1事故被保険者数×1万円×日数が限度 (4)1事故20万円が限度	100万円	100万円
	残存物取片付け費用保険金	上記①～⑧の事故により家財保険金が支払われる場合において、 損害を受けた家財の残存物の取片付けに必要な費用を要した場合		1事故 家財保険金額×10%が限度	50万円	66万円
	地震等災害見舞費用保険金	地震・噴火・津波により借用戸室に居住できなくなった結果、転居する場合		1事故一律30万円をお支払い	30万円	30万円
		地震・噴火・津波により家財保険金額の20%以上の損害が生じた場合		1事故一律5万円をお支払い	5万円	5万円
	失火見舞費用保険金	借用戸室から発生した上記①・③の事故により家財保険金が支払われる場合において、第三者の所有物に滅失・き損・汚損が生じた場合(煙損害・臭気付着除く)		被災世帯×10万円 ただし 家財保険金額×20%が限度	100万円	132万円
	ドアロック交換費用保険金	借用戸室の玄関ドアの鍵を盗取された場合 ピッキングによる開錠、いたずら等によりドアロック機能が失われた場合		1事故3万円が限度	3万円	3万円
	ストーカー対策費用保険金	契約期間中にストーカー被害を警察へ届出・受理された場合において、 録画録音機器、各種防犯機器、弁護士費用(相談料・着手金のみ)を要した陽合		1事故10万円が限度	10万円	10万円
修理費用補償	修理費用等保険金	(1)上記①～⑩の事故により借用戸室に損害が生じた場合		1事故100万円が限度	100万円	100万円
		(2)上記①～⑩の事故以外の不測かつ突発的な事故により 借用戸室の洗面台、浴槽、便器およびこれらの付属品に損害が生じた場合 (3)凍結により借用戸室の専用水道管や借用戸室に備え付けの給湯器に損害が生じた場合 (4)借用戸室の窓ガラスの熱割れが生じた場合		1事故30万円が限度	30万円	30万円
		(5)借用戸室内における被保険者の死亡による借用戸室の損害が生じた場合 (6)被保険者死亡により借用戸室の賃貸借契約が終了する場合において、遺品整理費用が生じた場合		(5)と(6)の費用を合計して 1事故100万円が限度	100万円	100万円
賠償責任補償	借家人賠償責任保険金	火災、破裂、爆発、水濡れの事故により借用戸室の貸主に対し法律上の賠償責任を負った場合		1事故1,000万円が限度	1,000万円	1,000万円
		火災、破裂、爆発、水濡れ以外の不測かつ突発的な事故により、 借用戸室の貸主に対し法律上の賠償責任を負った場合		1事故50万円が限度 ※自己負担額：1万円	50万円	50万円
	個人賠償責任保険金	借用戸室の使用または管理に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の賠償責任を負った場合		1事故1,000万円が限度 ただし、借家人賠償責任保険金と合わせて 1,000万円限度	1,000万円	1,000万円
		日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の賠償責任を負った場合				

上記以外に、損害の防止または軽減のために必要または有益な費用として当会社が認める次の費用を損害防止費用としてお支払いします。
(1)消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
(2)消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再取得費
(3)消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用

14. 保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合は下記の通りです。

・保険契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害や損害賠償責任
・保険の目的である家財が屋外にある間に生じた盗難
・保険の目的である家財の欠陥によって生じた損害または自然の消耗もしくは劣化または性質の変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害
・保険の目的である家財の置忘れ、紛失または不注意による廃棄によって生じた損害
・借用戸室を貸主に明け渡す際の原状回復費用および明け渡し後に発見された原状回復費用
・被保険者の心神喪失または指図による借用戸室の損壊
・ 借用戸室の改築、増築、取り壊し等の工事
・被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
・被保険者相互間の損害賠償責任
・被保険者が借用戸室を明け渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任
・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による損害
・地震もしくは噴火またはこれらによって発生した津波による損害(一部、地震等災害見舞費用補償が適応になる場合あり)など

注意喚起情報　ご契約の際にご確認いただきたいこと

1. 告知義務

保険契約申込書の記載事項は正しく記載してください。
下記告知事項が事実と異なっている場合は、保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがあります。
①保険契約者・被保険者の氏名または名称
②保険契約者・被保険者の生年月日
③借用戸室の所在地
④家財を収容する借用戸室の用途

2. 複数契約の禁止

この保険契約の被保険者は、法令による引受保険金額の制限のため、重複して当会社の他の保険契約の被保険者となることはできません。また、当会社の他の保険契約の被保険者は、この保険契約の被保険者となることはできません。

3. 法令による引受制限

(1)引受可能な保険期間は、2年までです。
(2)引受可能な保険金額は、損害保険および保険事故の発生率が低いと見込まれる賠償責任保険について、それぞれ以下の金額が上限です。
①被保険者1名につき1,000万円
②保険契約者1名につき10億円

4. 保険契約の失効

(1)保険契約締結の後、保険の目的である家財の全部が滅失した場合には、その事実が発生したときに保険契約は効力を失います。
(2)借用戸室に係る賃貸借契約等が終了したときは、その事実が発生したときにこの保険契約は終了します。

5. 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことがあります。
(1)保険契約者や被保険者が当会社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとした場合
(2)被保険者が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合
(3)反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団関係企業等）に該当または関与している場合
(4)(1)から(3)と同程度に当会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

6. 補償重複に関する事項

補償内容が同様の他社の保険契約がある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複するとお支払いの対象となる事故についてどちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われないことがあります。
補償内容の差異や保険金額をご確認いただき要否をご判断ください。

7. クーリングオフ（契約申込の撤回等）

この保険契約については法令に定めるクーリングオフの対象ではありません。

8. 少額短期保険業者破綻時の取扱い

損害保険契約者保護機構による資金援助等の対象ではありません。ただし、当会社は、保険業法に基づいて、事業規模に応じた保証金の供託を行い、不測の事態に備えています。

9. 取扱代理店の権限

取扱代理店は、当会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・保険契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、当会社と直接契約されたものとなります。

10. その他ご注意いただきたい事項

事故が当会社の想定を超えて頻発した結果、経営維持に重大な影響が生じた場合には、当会社の定めるところにより、保険期間中に保険契約の更新を引き受けないこと、保険料の増額、保険金額の減額を行うことがあります。また、巨大災害等により保険金の支払いが一時に多数発生し保険金を全額支払うことにより、当会社の事業収支を著しく悪化させると認められる場合には、保険金を削減して支払うことがあります。

11. 紛争処理機関のご案内

当会社との間で問題解決ができない場合は、指定紛争解決機関をご利用いただくことができます。
一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」
TEL／0120 -82-1144　FAX ／03-3297-0755
受付時間／9:00~12:00、13:00~17: 00　※土・日・祝・および年末年始休業期間を除く

12. 通知義務（ご契約後に連絡いただくべき事項）

(1)以下の事実が発生した場合には、当会社へご通知ください。
①借用戸室の用途を変更した場合
②借用戸室に被保険者が居住しなくなった場合
③保険契約者が保険契約申込書記載の住所または通知先を変更した場合
④上記以外で、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合
(2)以下の事実が発生した場合には、ご契約内容の変更手続き（異動）を行ってください。
①保険契約者や被保険者の氏名・連絡先・住所を変更する場合
②借用戸室を変更する場合
③上記以外で、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合

13. 更新手続き

この保険契約が満了日を迎える前に、保険契約者へ更新案内をお送りします。保険契約を更新する場合には、更新前契約の保険期間満了日までに更新契約に係る保険料を、代理店の預貯金口座への振込または代理店が委託する収納代行会社等が提供する収納サービスにて、お支払いください。期日中に保険料が払込まれた場合に、当会社は保険契約者が更新後保険契約の内容を了承したものとみなします。保険契約が更新された場合は、当会社は保険契約の更新完了に関するご案内をお送りします。

14. 解約手続き

(1)保険期間中に退去などでご契約を解約される場合は、取扱代理店へご連絡ください。
(2)この保険契約は、解約返戻金（日割り）がありません。ただし、解約日の属する月の翌月以降の保険料が既に払込まれている場合は、取扱代理店経由で保険料を返還します。

15. 解除または失効の場合

保険契約が解約、解除または失効となった場合、既に払込まれた保険料は返還しません。ただし、解除日または失効日の属する月の翌月以降の保険料が既に払込まれているときには、その保険料を返還します。

事故が発生した場合

(1)事故が発生した場合は、直ちに当会社までご連絡ください。
(2)損害があったことを当会社が現地にて確認する場合がありますので、当会社の調査前に損害品の処分等をしないでください。
(3)賠償責任にかかる事故が発生した場合は、必ず当会社にご相談のうえ、示談交渉を行ってください。当会社の承認がないままで、被害者に対し損害賠償責任を承認された場合には保険金をお支払いできないことがあります。
(4)保険金を請求する場合には、当会社が求める所定の書類をご提出ください。

ご確認いただきたいこと

お申込みの前に、お客様のご意向を把握した申込内容になっていることをご確認ください。万が一、お客様のご意向に沿った申込内容になっていない場合は、ご契約前に取扱代理店にお申しつけください。
1.当初意向・お客様の情報の把握
この保険は、家財補償、費用補償、修理費用補償、借家人賠償責任補償、個人賠償責任補償をセットにした賃貸住宅に住む方のための商品です。お客様のご意向に合致しているかご確認ください。
2.商品情報のご提供
当書面をお読みいただき、補償内容や注意喚起情報についてご確認ください。
3.加入コースのご提案
ご提案した加入コースは、お客様の意向や情報に合致したコースとなっているかご確認ください。
4. お客様ご確認事項
保険契約申込書に、保険契約者、入居者（被保険者）、保険の対象の所在地借用戸室）等の情報が正しく記載されていることをご確認ください。

お客様の個人情報の取扱いについて

当会社は個人情報を次の目的のために利用し、これらの目的以外に利用することはありません。
(1)各種保険契約の引き受け、ご継続・契約維持の管理
(2)保険金・給付金のお支払い
(3)各種商品、サービスの改善・充実のためのアンケート
(4)関連会社・提携会社を含む各種サービスのご案内・ご提供、ご契約の維持管理
(5)当会社業務に関する情報のご提供
(6)他の事業者から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託されたその業務の遂行
(7)その他、保険に関連・付随する業務の運営管理
●支払時情報交換制度について
前記(1)での利用目的に則して、当会社は、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払い、または保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、(社)日本少額短期保険協会ホームページをご参照ください。
●センシティブ（機微）情報について
センシティブ（機微）情報については、保険業法施行規則第53条の10に基づき、その利用目的が業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に限定されています。これらの情報については限定されている目的以外では利用いたしません。
●第三者への提供
当会社は、次の場合を除き本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供することはありません。
(1)法令に基づく場合
(2)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
(3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
(4)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによりその事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき

東北財務局長（少額短期保険）第6号
ユーミーLA少額短期保険株式会社
〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町3-11-9 アルファオフィスビル702
TEL: 022-796-3217 FAX:022-796-3218

生活サポートサービス

快適にお過ごしいただくための会員限定割引サービスです。

ユーミーKirari

入居中の清掃サービス”ユーミーKirari”
通常料金から **10%OFF**



・メニューや料金、お申込みはQRコードからご確認ください。
・WEBページ掲載のクリーニング料金（合計額）より、10％割引でご利用いただけます。（ご請求時に割引します）
・利用回数に制限はありません。何度でも割引をご利用いただけます。
ただし、本特典は他の割引サービス・キャンペーンとの併用はできません。

各種お問い合わせ

事故やトラブルが発生した場合には、こちらへご連絡ください。

鍵・水まわり・ガラス・電気ガスの駆けつけに関するお問い合わせ >> ライフアシストデスク

利用規約

24時間対応
年中無休
0120-899-969

事故（保険金請求）に関するお問い合わせ >> ユーミーLA少額短期保険 事故受付センター

24時間対応
年中無休
0120-803-881

※事故の手続きに関するご案内は
9:00~18:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

保険（賃貸住宅に住むときの保険）に関するお問い合わせ >> ユーミーLA少額短期保険 お客様サービスデスク

受付時間
10:00-17:00
0120-808-028

※土日祝・年末年始除く

終身建物賃貸借サービスに関するお問い合わせ >> ライフサポートジャパン株式会社

受付時間
10:00-17:00
048-859-6894

※土日祝・年末年始除く

【注意事項】
●「Lifeルミア24」は、ユーミーコーポレーション㈱が下記サービスをセットでご提案するサービスの愛称です。
・ユーミーLA少額短期保険㈱「賃貸住宅に住むときの保険」
・ユーミーコーポレーション㈱「ライフアシストデスク」、「生活サポートサービス」・中部電力ミライズコネクト㈱「見守りサービス」
・ライフサポートジャパン㈱「終身建物賃貸借サービス」
各サービスのお問い合わせ先をお間違えないようお願いいたします。
連絡先が異なる場合、お掛け直しやサービス提供ができない場合がございます。
●サービスのご提供には、販売店および取扱代理店が指定する収納方法にて、月額料金（会費および保険料）をお支払いください。
指定の月額料金（会費および保険料）を満額お支払いただけない場合、当サービスの提供はできませんのでご注意ください。
●「Lifeルミア24」は下記販売店の管理する物件に居住する賃貸入居者様専用の有料サービスです。
月額会費につきましては、下記販売店へお問合せください。

販売店・取扱代理店

ユーミーコーポレーション株式会社　ユーミーネット

鹿　児　島 エリア	TEL:050-3144-0844
熊本・佐賀 エリア	TEL:050-3160-7977
栃　　木 エリア	TEL:050-3144-0861
山　　梨 エリア	TEL:050-3144-0846

受付時間 10:00～18:00 ／ 定休日：水曜日・祝日　※みやき店：定休日土曜日・日曜日・祝日　営業時間8:30 ～ 17: 30　※山梨店：定休日水曜日・日曜日・祝日